



前・長生村長

# 石井としお通信

[Http://www9.ocn.ne.jp/~tishii/](http://www9.ocn.ne.jp/~tishii/)

2013年5月96号  
石井としお後援会  
長生村七井土 1387-2  
電話 090-3094-0321

## 幸福の科学の課税を取り消し 寄付一億円は公約違反！

4月11日付けで小高村長は中村議長宛に幸福の科学への課税取り消しをした「事実経過とお詫び文書」を提出しました。(※4 ページ資料)3月6日の石川議員・議会一般質問に小高村長は「課税したので裁判で白黒つける」と答弁していた。その翌日には幸福の科学と会談し課税を取り消し、1億円の寄付をもらうことにしたのです。昨年の村長選挙時、「幸福の科学には課税する」と公言し、週刊誌には「私はぶれない」と発表し、新たに探した阿部弁護士から「**裁判をやっても勝てる要素が少ない。**」と言われ、課税を取り消しました。

以下、小高村長から議会に出された「お詫び文」を情報公開条例にそって役場から取り寄せ、皆さんにお知らせし見解をのべます。

### 密室で課税を取り消す

(1)小高村長は議員時代から議員仲間と「幸福の科学の土地31ヘクタールに課税せよ」と叫び「課税する」ことを公約にして立候補し当選しました。村長になり課税納付書を発行し3月議会で「裁判で白黒つける」と答弁したものの、舌の根の乾かぬその翌日、幸福の科学と「密室で話し合い」「課税できない土地」と認め、1億円の寄付を幸福の科学からもらうことにしたのです。課税取り消しを行ったのは**公約違反、議会虚偽答弁、村民を愚弄する行為です。**

### 「科学勝訴?でも寄付」

(2)幸福の科学は提訴すれば十分勝つ自信がありました。(小高村長が新しく探し出した日本でも指折りの高額な弁護士料の弁護士も「勝てる要素が非常に少ない」と伝えていたのです。)科学は1円たりとも村に支出する必要はないのに、何故寄付をしたのか、科学は一度課税額を支払って提訴すれば勝訴の日には支払った額以上に利子などが上乗せされ還付されるのですからこんな割のいい話はありません。なぜそうしなかったのか?それは、なんとしても幸福の科学大学を作りたいと言う事情が裏にあるかと思えます。

### 寄付一億円の狙いは

(3)幸福の科学が裁判勝訴を見越せても1億円を寄付する思惑を考えてみました。

①小高村長は議員の時から幸福の科学の土地への課税派で科学側からすれば敵役です。小高村長を1億円でだきこむ考えではないか。そして、小高村長と一心同体の課税派議員も引き込む狙いではないか。

②さらには1億円の寄付で村民も味方にし、幸福の科学大学建設を問題なく進めたい考えかと思えます。※1億円を「ポン」と理由もなく出す人はいない。寄付の裏には思惑が必ずあるものと考えます。

## 課税から寄付に変更経過

- ・小高村長は議員時代から議員仲間と「科学の土地 31 ヘクタールに課税せよ」と主張してきた。
- ・昨年の 6 月村長選挙では「幸福の科学の所有地を境内地として認めず 31 ヘクタールに課税する」と公約し村を二分する大騒動を作り当選。
- ・小高村長は 2013 年 2 月 25 日に幸福の科学へ課税通知を送付。次の 26 日には幸福の科学から異議申立書が村に出された。
- ・3 月 6 日、石川議員の質問に小高村長「幸福の科学の境内地に課税し提訴されても受けて立ち、裁判で白黒つける。」と答弁。
- ・3 月 7 日、舌の根の乾かぬその翌日に幸福の科学と密室で話し合い課税を撤回し 1 億円の寄付を受けることにした。

・3 月 8 日、課税通知の取り消しの公文書を即刻科学に送る。(※この公文書は後に議会が撤回を要請したが、新しく探した阿部弁護士が「撤回できない」と言っているので、村長は拒否している。この公文書によって村は今後の課税権を失うことになった。)

当日の議会終了後に課税を取り消し、寄付を受けることにしたことを報告する。

- ・3 月 12 日、幸福の科学大学建設説明会の席上で、小高村長「幸福の科学から 1 億円の寄付をもらうことを決めました」と村民に発表。その後、議会は課税取り消しの公文書を撤回できないものか経過を文書で回答せよと、村長に要請する。
- ・4 月 11 日、小高村長から中村議長あてに文書回答する。

## 一億円の寄付・議会は？

石井が在職中、議会の皆さんから受けた質疑を振り返りますと共産党、公明党、門口、阿井、小倉議員や中村議長からは「課税納付書を発行せよ」と強く言われてきました。その議員さんから見れば、とても納得できない小高村長の豹変だ

と思います。現に多数の議員は「小高村長は、議会にも相談しないで、決めるとはとんでもない」と、怒っているようです。また、「寄付を受け取らないように」との申し出には『受け取る』と、断固姿勢を変えていません。幸福の科学への課税取り消しと寄付に変更した小高村長の豹変に議会は正式態度を表明すべきです。

## 「今後はリコール運動に」

3 月 21 日の週刊実話(※3 ページ資料)によると、ある村議が「小高村長が約 1 億円の寄付を教団から受け入れると表明したのです。村議会にはまさに寝耳に水の話で、今後はリコール運動に発展しかねない状況。」と語っています。取材に応じて話したこの議員の方は率先してリコールも含め見解を村民に表明すべきです。

## 責任を問う村民の声

- ・「課税しろ」と、あれほど前村長を攻撃していたのに、小高村長は課税取り消しをしました。重大な公約違反です。
- ・病院誘致に続き課税も撤回した。潔く辞職してほしい。議会は村長不信任を出したらどうか。
- ・村長になって 1 年もたたないのに、連続して公約違反を続けている小高村長はとんでもない。
- ・議会は、小高村長の「お詫び文」を議会だよりに掲載すべきです。また、石井前村長が国保税の値上をした時「公約違反だ」と、追求した。今回は公約違反と責任追及の声が聞こえない。そういう議会なら失望です。
- ・村民の意見として大学建設反対の声も出ている。村民感情を受け止めれば 1 億円をだまってもらえる訳がない。
- ・寄付は嬉しいが大学は大きな施設。中で何が行われていても外部からは見えない。大学はブラックボックス。大多数の人々の心配です。
- ・幸福の科学大学の学生や職員が住民票を村に移し選挙権を取得し議員誕生となり、村政に科

学の影響がでるのでは。

・議会は1億円の寄付で課税問題に幕引きをしないほしい。

## 公約違反・謝罪と説明を

以下の3点を村長と議会に要望します。

(1)小高村長が課税から寄付に変更したことは重大な公約違反です。村長選挙で村を二分する大騒動まで起こしたのですから今回、**小高村長は、住民説明会を開いて村民に謝罪し議会に出したお詫び文書の説明をするよう要望します。**

(2)幸福の科学大学の建設問題では「オウムと同じような危険な団体の大学ではないのか」「土地を購入しようとして来た方が幸福の科学があることを知り帰ってしまった」などの不安を述べる村民の声があります。**村主催で、大学に対する不安の具体的な解消方法を話し合う、住民意見交換会を開くよう要望します。**

(3)小高村長を応援した議員の多数は「幸福の科学には課税できる」と数年間、石井を糾弾してきたのですから、今回の小高村長のとった課税取り消しの動きに対し、**議会は「賛成なのか反対なのか」表明してください。**

また、「大学建設に当たり住民の意見を聞く」と言った3月12日の建設説明会、31日の議会報告会で出された村民の声(不安)を今後どう集約し対処するのか**議会は具体的な行程表を村民に提示してください。**



## 石井としお後援会総会

4月20日、第12回石井としお後援会の総会を開催しました。出されたご意見を紹介します。

## 活動続ける石井後援会

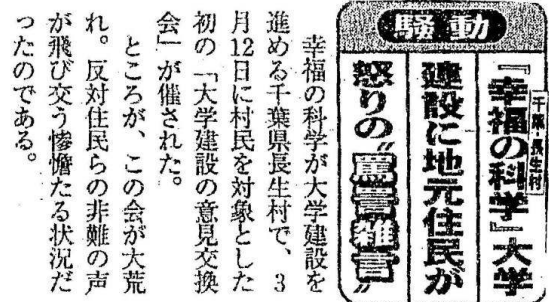
・小高村長は幸福の科学への課税を撤回し、一億円の寄付を受けるようだが、何故、寄付にしたのか。説明を聞きたい。

・幸福の科学に課税を強く主張してきた議員は今どういう考えをもっているのか、表明すべきだ。

・昨年6月の村長選挙で小高村長は石井前村長に誹謗中傷を沢山だした。石井選対からの反論が弱かったのでは。

・今後はさらに村民と結びつき、後援会員を増やしましょう。など、沢山のご意見を頂きました。

※今回の総会にお忙しい中、お集まりを頂いたことに感謝と御礼申し上げます。今後も石井としお後援会は皆様に支えられながら活動します。



地元住民がこう語る。「交換会では『洗脳教育を行っんじゃないのか?』『学習指導要領に沿った授業が保証されるのか?』との声や、『信者が流入されては困る』などの意見が相次いだ。もちろん、中には賛成派もいたが、その物言いも『今さら反対しても建設を止められないんでしょ』とする声が多かったのです」

「実は、村側は大学建設地を含めた教団所有地(31区)に固定資産税を課税する方針だったが、小高陽一村長がこの会で、税金分に相対する約1億円の寄付を教団から受け入れると表明したのです。村議会にはまさに寝耳に水の話で、今後はリコール騒動に発展しかねない状況なのです」(長生村村議)

—2013年3月21日号 週刊実話より抜粋—

長 総 第 5 2 号  
平成 2 5 年 4 月 1 1 日

長生村議会議長 中 村 秀 美 様

長生村長 小 高 陽



### 幸福の科学に係る課税問題について

幸福の科学に係る固定資産税の課税問題については、平成 2 5 年 2 月 1 3 日付けで地方税法第 3 4 8 条第 1 0 項に基づく課税通知を行い、2 月 2 5 日には平成 2 4 年度及び過年度（2 1～2 3）分の納税通知書を発送しました。この納税通知書に基づく異議申立書が 2 月 2 6 日に提出され、弁護士等を含めて協議検討を重ねてまいりました。3 月 7 日、幸福の科学の〇〇氏が来庁した際に寄附等の申し出があり、その応答については先にご報告申し上げましたとおりであります。

村は納税通知書を出せば、当然幸福の科学から異議申立書が提出されることは想定しており、却下した後の提訴については、非常にリスクが大きくなるとの懸念もあった中での〇〇氏との会談となりました。

また、この件で相談しています阿部弁護士からは「勝てる要素が少ないこと。納税通知書を発行した後、何らかの提案があれば、内容によっては和解しても良いのではないか。」との助言もいただいておりますので、裁判の長期化や敗訴した場合の裁判費用、弁護士費用、返還する税金の利息等、村に相当の負担が発生することなどから、課税取消の決定という苦渋の決断をしたところです。

この苦渋の決断に至るにあたり、常日頃からご支援とご理解をいただいております議会の皆様に相談しなかったことは不徳の致すところであり、深く反省しお詫びを申し上げます。

今後とも議会のご意見を尊重し、村政運営に努めてまいりますので何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

## ※小高村長が議会に出したお詫び文

①文の中程に「相談しています阿部弁護士からは勝てる要素が少ない。」と、ありますがこれはおかしい話です。石井が村長の時に村顧問弁護士と県が「境内地なので課税できない(課税すれば裁判になり負ける)」と、結論を出しています。

②それを、小高村長と議会の皆さんは不服として、日本でも指折りの高額な弁護士料の弁護士を「境内地とは認めず裁判でも勝てる」人として探し出し依頼したはずです。

③結論は明白です。「幸福の科学への境内地は税法と使用実態から言って課税できなかった」ということとなります。